

加古川市農業委員会農地相談実施要領

(目的)

第1条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項に規定する事務を行うため、加古川市農業委員会(以下「農業委員会」という。)において、農地相談を実施する。

(相談内容)

第2条 相談内容は、次のとおりとする。

- (1) 農地の管理及び活用に関すること。
- (2) 農地の売買及びあっせんに関すること。
- (3) 農地の貸借及び農地法(昭和27年法律第229号)第20条第1項に規定する借賃等に関すること。
- (4) 農地の転用に関すること。
- (5) その他農地全般に関すること。

(相談)

第3条 相談は、原則として毎月第1木曜日とし、1週間前までに予約するものとする。ただし、相談日が、次の各号に規定する日に当たった場合は、その翌開庁日もしくは農業委員会会長(以下「会長」という。)が別に定める日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (3) その他、会長が特に必要と認める場合

第4条 申込があったときは、農地相談事前カード(別記様式1)に相談内容を記録し、資料等を準備するものとする。

(相談場所)

第5条 相談場所は、農業委員室とする。ただし、必要に応じて市内の各市民センター、公民館等を相談場所とすることを妨げない。

(相談員)

第6条 相談員には、原則として2人の農業委員及び農業委員会事務局職員があたるものとする。ただし、相談内容が他の関係機関に係わりのある事項については、他の関係機関職員の協力を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 相談員等は、相談上知り得た事項について秘密を厳守しなければならない。ただし、本人の承諾を得た場合は、公開できるものとする。

(記録)

第8条 相談を行ったときは、農地相談カード(別記様式2)に相談内容を記録し、その経過を明らかにするものとする。

(広報)

第9条 農業委員会は、農地相談の円滑な実施を図るため、農委だより等により農地相談の日時、場所等について周知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。